



裁判傍聴のお願い！



日本ヘレンケラー財団分会 未払い賃金請求裁判

傍聴日

月日 **6月19日(金)**

時間 **10:15~**

場所 **大阪地方裁判所**

609号法廷

(地下鉄・淀屋橋駅下車)



未払い賃金請求裁判とは

日本ヘレンケラー財団分会が、昨年11月に給与規則通りに賃金を支払うように求めた裁判で、すでに4回の裁判が開かれました。被告(法人)は、初任給特例は就業規則の変更を忘れていた、すでに時効。特別昇給については、法人自ら行った昇給にも関わらず認められないと主張。ならば、その根拠となる特別昇給の基準・適用範囲を被告は明らかにすべきであると、裁判長も指摘され、今回、証言する予定です。また、原告一人の初任給特例は、一部のみを一括支給し承諾を得ていたと身勝手な主張をし、あげく返還せよとの不当な反論をしています。いよいよ佳境に入ってきました。多くの傍聴者で、未払い賃金の早期解決・職場の民主化を実現したいです。



〒543-0055 大阪市天王寺区悲田院町 8-12

TEL : 06-6773-8441 Fax : 06-6773-8292

全国福祉保育労働組合大阪地方本部

傍聴席を多くの参加で埋め尽くしましょう。参加が大きな力に！